

# つみたてNISA

(少額投資非課税制度)

つみたてNISAは個人投資家の資産運用を応援する非課税制度の対象です。  
詳細については、下記のポイントをご覧ください。

## つみたて NISAの ポイント

- ① つみたてNISA口座を使って新規に投資する公募株式投資信託の配当所得・譲渡所得等が非課税
- ② 日本国内にお住まいの20歳以上(NISA口座開設年の1月1日現在)の個人のお客様が対象
- ③ 新規投資額で年間40万円が非課税投資の上限。
- ④ つみたてNISA投資を始めた年から最長20年間の非課税
- ⑤ 非課税口座は、お一人様一口座に限り開設することができます。
- ⑥ つみたてNISAと一般NISAは選択性であり、併用することが出来ません。
- ⑦ 複数の金融機関に同時に開設することは出来ません。非課税扱いのまま他の金融機関にNISA口座の公募株式投資信託を移管することはできません。

※ つみたてNISAは積立契約(累積投資契約)に基づき、定期かつ継続的な方法による購入が行なわれます。

※ つみたてNISAには一般NISAのような、ロールオーバー(非課税期間の満了時に翌年の非課税枠を利用し非課税対象として繰り越すこと)の取扱いがありません。

※ つみたてNISAで購入した投資信託について、信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます。

※ 法令により、つみたてNISAの勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日における、お客様のお名前・ご住所について確認させていただきます。確認ができない場合は新たに購入する投資信託はつみたてNISAへ受け入れることができません。

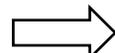
※ つみたてNISAで取扱う金融商品は、当組合で選定した法令要件を満たす公募株式投信になります。

※ 投資期間中の途中売却は自由にできますが、途中売却額に相当する非課税枠の再利用はできません。また、非課税枠の残額は翌年以降へ繰り越すことはできません。

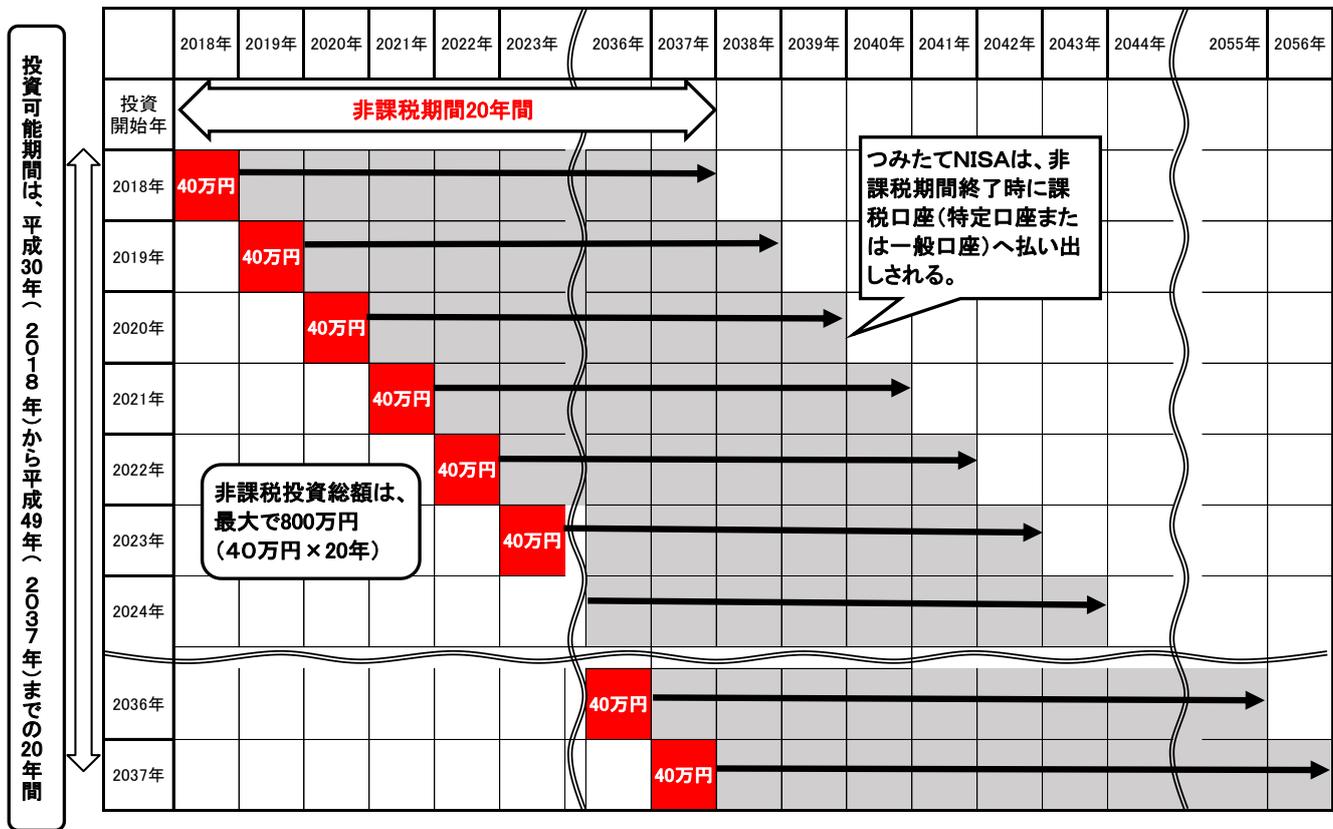
【3種類のNISAの比較表】

	つみたてNISA	NISA	ジュニアNISA
開始日	2018年1月～	2014年1月～	2016年4月～
対象者	20歳以上	20歳以上	0～19歳
非課税枠 (年間)	40万円	120万円	80万円
非課税期間	買付年から20年	買付年から5年	買付年から5年
引出し制限	なし	なし	あり (18歳まで払出し制限)
非課税期間終了後の ロールオーバー	お取扱いがありません	お取扱いできます	お取扱いできます

裏面もご覧ください



No.3482



※上記は平成29年12月20日時点の法令等に基づき作成したものです。今後、税制等は変更となることがあります。

## 投資信託に係る注意事項等

- ◆投資信託は預金や保険契約ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護対象ではありません。また、当組合でご購入頂いた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ◆当組合は投資信託の購入、換金等の取扱いを行う販売会社であり、設定・運用は各運用会社が行います。
- ◆投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動しますので、元本の保証や分配金等並びに利回りの保証はありません。したがって、投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入されるお客様に帰属します。
- ◆投資信託は、その信託財産に組入れられた株式・債券などの価格変動やその発行者の信用状況などの変化、金利の変動、為替相場の変動などにより、基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。
- ◆投資信託のご購入、換金にあたっては各種手数料等<購入時手数料(お申込金の最大3.78%[税込])、信託財産留保額(換金時の基準価額の最大0.3%)>が必要です。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額に対する信託報酬(最大1.89%[年率・税込])と監査費用、売買委託手数料などその他費用(運用状況等により変動し、事前に料率、上限額を示す事ができません)を毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。お客さまにご負担いただく手数料はこれらを足し合わせた金額となります。
- ◆投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ(書面による解除)の適用はありません。
- ◆投資信託をご購入の際は、最新の『投資信託説明書(交付目論見書)』および目論見書補完書面等を必ずご覧いただき、内容をご確認いただいた上で、ご自身でご判断ください。
- ◆『投資信託説明書(交付目論見書)』等は、当組合本支店等にご用意しています。

投資信託に関するご照会はお取引店窓口または下記までお問い合わせください。

第一勧業信用組合 業務開発部 Tel. 03-3358-0812  
 【お問い合わせ受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00  
 ※金融機関休業日を除く

平成29年12月20日 現在



気軽で温かみのある  
**第一勧業信用組合**

商号：第一勧業信用組合  
 登録金融機関：関東財務局長(登金)第278号  
 加入協会：日本証券業協会